



日本建築士会連合会（土木学会連合会）、日本建築士事務所協会連合会（田舎連）、日本建築家協会（JIA）の建築3団体の共同提案を発端に建築士法が改正されたのを受け、23日に各団体の代表が東京都内でそれについて記者会見した。改正法

で 23 日午前 東京都内

JIAの声原大  
郎会長は「3会連携  
の成果が表り、努力  
義務ではあるが、報  
酬や損害賠償保険の  
締結を盛り込む」と  
会見後に握手する

十日連合会の三井所清典会長は「はるかの意図で法改正が表現し、尊い経験ができた」と強調。眞裏な改正ポイントに「書画契約の義務化」「国土交通相の定める規制基準に準拠した契約の努力義務」の2点を挙げ、「実行のためには私た側の努力が必要。契約様式を準備するなど普段も図つていただきたい」と述べた。

# 改正建築士法成立 施行に向けても協力 3団体が会見「現段階でベストな法律」

3団体が会見「現段階でベストな法律」

にしこど「現設置でぐす  
トは法律」との認識が一  
致。今後、1年以内の施  
行に向けて改正法の趣旨  
やポイントなどの周知・  
徹底に協力して取り組ん  
でいく方針を示した。  
日事連の三栖博謙会  
長は「建築主と建築士事  
務所が共に手を携えて良  
い建築やまちづくりを進  
めてこころ難しかった。  
建築士法の対象が建築主  
・発注者に広がり、国民  
のための法律に転換する

ができた」と指摘。かいに「これがいい」と強調。三井所  
に次のステップとして、建設法体系の見直し・整  
備に取り組む・建築を安  
心・安全をまとう社会的  
・文化的資本にしてしま  
た」と述べた。  
今後の周知活動について、  
三栖氏は「国交省に  
協力しながら団体の会員  
向けのガイドラインなど  
で周知を図り、スマーズ  
に施行できるよう努力し  
てこい」と述べた。  
や職能団体がきちんと運  
営し、「新・建築士制度」  
普及協議会などを通じた  
普及にも努めてこい」と  
述べた。吉原氏は「協力  
義務の内容を一つ一つ検  
証していくことが重要」  
と指摘し、施行に向けて  
団体の協力関係を継続し  
ていく考えを示した。

26.6.24 建設工業新聞